

# 離島供給約款以外の供給条件

(料金等についての特別措置)

平成30年9月10日

北海道電力株式会社

20180910 資 第 3 号

認 可

平 成 30 年 9 月 10 日

## 料金その他の供給条件の内容

平成 30 年 9 月 6 日に発生した平成 30 年北海道胆振東部地震により当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用市町村において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用する。

- 1 被災されたお客さまの平成 30 年 8 月（支払期日が 9 月 6 日以降となるものに限る。）、9 月および 10 月調定分の電気料金の支払期日を各々 1 か月間延長する。
- 2 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の翌調定月から 6 か月間に限り、電気料金を免除する。
- 3 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに使用申込みを行なった場合で、その申込みが平成 31 年 3 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。
  - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
  - (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと。
- 4 被災されたお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが平成 31 年 3 月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。

5 離島供給約款〔低圧用〕の従量電灯C，時間帯別電灯（ドリーム8），ピーク抑制型時間帯別電灯（ドリーム8エコ），3時間帯別電灯（eタイム3），公衆街路灯B，低圧電力，低圧時間帯別電力，農事用電力，深夜電力B，深夜電力C，融雪用電力A（ホットタイム19），融雪用電力B（ホットタイム22），融雪用電力C（ホットタイム19エコ），融雪用電力D（ホットタイム22エコ）および融雪用電力L（ホットタイム22ロング），ならびに離島供給約款〔高圧用〕の業務用電力，業務用ウイークエンド電力，高圧電力，高圧電力Ⅰ型，高圧電力Ⅱ型，高圧電力Ⅲ型，自家発補給電力，予備電力，融雪用電力A，融雪用電力B，融雪用電力Cおよび融雪用電力Dの適用を受けていて被災されたお客さまは，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては，平成31年3月末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

6 被災されたお客さまが被災後，引込線，計量器，その付属装置，区分装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なう場合で，その申込みが平成31年3月末日までに行なわれ，かつ，その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは，原則として，その初回の工事に要した費用を免除する。

以 上